

第4章 給水装置工事の申請・検査

1 給水装置工事の手続き	46
1.1 給水装置工事	46
1.1.1 申請書類	46
1.1.2 費用の納入	48
1.1.3 工事の承認	48
1.1.4 工事着手	48
1.1.5 工事完了	49
1.1.6 検査	50
1.1.7 開発行為事前協議	50
1.1.8 配水管等整備の取扱い	50
2 図面作成	51
2.1 記入方法	51
2.2 作図	54
2.3 提出書類の記入例	56
3 給水装置工事主任技術者による工事検査	65
3.1 工事検査の内容	65
3.2 給水装置の耐圧試験	66
3.3 水質の確認	67
3.4 水圧確認	67
3.5 写真の撮影及び提出	68

第4章 給水装置工事の申請・検査

1 給水装置工事の手続き

給水装置工事を行う場合には、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。また、工事竣工後には、管理者の工事検査を受けなければならない。

1.1 給水装置工事

給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕に係る工事のうち管理者がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(条例第6条)

給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにコマ、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)をいう。(施行規則第13条)

なお、給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定したもの(桑名市指定給水装置工事事業者)が施行する。(条例第8条第1項)

指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、修繕に係る工事のうち管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。(条例第8条第2項)

1.1.1 申請書類

給水装置工事を行う場合には、あらかじめ表4-1の申請書類を次の受付窓口に提出し、管理者の設計審査を受ける。

(受付窓口)

三重県桑名市多度町多度1丁目1番地1

多度町総合支所 1階

桑名市給排水設備受付窓口(委託先:名古屋上下水道総合サービス株式会社)

受付時間:月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く)9:00～16:30

TEL:0594-49-2188

FAX:0594-49-2189

表 4-1 申請書類一覧

名 称	提出部数		備 考
	本書	写し	
給水装置工事申込書	1 部		
給水工事設計書①	1 部	2 部	
給水工事設計書②	1 部	2 部	
貯水槽水道設置調書	1 部		貯水槽を設置する場合に提出
建築確認申請受理書		1 部	家屋を新築する場合に提出
各種届出書	1 部		必要に応じて提出 (条例施行規程第 21 条関連)
各種承諾書	1 部		必要に応じて提出

- ※ 申請様式は受付窓口において配布する。
- ※ 承諾書の提出を要する事項については、「第 6 章 資料 5 各種承諾書」(P156)を参照する。
- ※ 簡易専用水道に該当する場合には、貯水槽水道設置調書とは別に、簡易専用水道に関する届出を行う（「第 6 章 資料 14 関係法令等 桑名市専用水道・簡易専用水道・小規模水道事務取扱要領」(P204)）。
- ※ 開発行為については、「1. 1. 7 開発行為事前協議」及び「1. 1. 8 配水管等整備の取扱い」を参照する。

【参考】

上下水道部お客さま総合センター

桑名市鍛冶町 9 番地（ふれあいプラザ 1 階）

営業時間（受付時間）：月曜日～土曜日（祝日、年末年始除く）8:30～17:15

TEL：0594-24-1260

※公道漏水の通報は、営業時間外も受付

営業時間外の公道漏水受付 TEL：0594-84-6020

受付内容：水道使用開始及び中止のお申込み

お客さま名変更のお申込み

使用量や料金のお問い合わせ

口座やクレジットカードなどお支払方法のお問い合わせ

道路で漏水を発見した時の通報受付

宅地内の修繕に関するご相談

上下水道工事のお問い合わせ

その他、水道、下水道に関するお問い合わせ

1.1.2 費用の納入

申請内容の審査後、管理者は申請内容に応じて納入通知書^{*}を交付する。申請者は納入通知書を受領し、必要費用を納金する。

※ 加入者負担金、設計審査手数料、給水装置工事検査手数料（表 4-2）

表 4-2 給水装置工事に伴う費用

（単位：円）

メーター口径 (mm)	加入者負担金 (消費税抜)	設計審査手数料 (消費税非課税)	給水装置工事検査手数料 (消費税非課税)
13	60,000	4,200	4,800
20	130,000		
25	216,000		
40	391,000		
50	580,000		
75	1,490,000		
100	2,840,000		
100超	管理者が別に定める額		

（交付場所）

三重県桑名市多度町多度1丁目1番地1
 多度町総合支所 2階
 上下水道部 営業課 業務・普及啓発係
 TEL：0594-49-2022
 FAX：0594-49-3420

1.1.3 工事の承認

納金確認後、管理者より工事承認書類^{*}を交付する（交付場所は納入通知書と同様）。

※ 給水工事設計書①（市承認印有）、給水工事設計書②

1.1.4 工事着手

工事着手に先立ち、管理者への工事申請のほか、関係法令等に基づき、必要となる各種申請を行う（表 4-3）。

また、水道メーターが必要となる場合には、管理者まで新規開栓届を提出し、水道メーターの交付を受ける（交付場所は、13～25mmについては納入通知書と同様、40mm以上については別途指示による）。なお、舗装先行等に伴う投げ出し給水管を使用する場合において、第一止水栓に盗水防止処置（盗水防止ピン等）が施されている場合には、あわせて交換用のピン等を受け取り、現地にて盗水防止ピン等を取外し（左回り取外し）、

受け取った交換用のピン等を設置する。

表 4-3 各種申請

名称	申請先	
道路占用許可申請 (市道)	道路管理者 (桑名市)	桑名市中央町2丁目37 桑名市役所4階 TEL: 0594-24-1225
道路占用許可申請 (国道、県道)	桑名市上下水道部	営業課
河川占用許可申請	桑名市上下水道部	営業課
道路使用許可申請	桑名警察署	桑名市大字江場626-2 TEL: 0594-24-0110
道路工事施工届	桑名市消防署	桑名市大字江場7 TEL: 0594-24-5284
<ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所付近に「ごみ収集場所、コミュニティーバス、幼稚園バス通路、小中学校通学路等」がある場合は、事前に関係各所へ連絡すること。 ・工事箇所付近の地下埋設物調査を十分行い、工事による支障等について各埋設物管理者と協議すること。 埋設物管理者：東邦ガス株式会社、中部電力株式会社、NTTインフラネット株式会社、各種ケーブル管理者、集中プロパン管理者、温泉管管理者等		

※ 必ず着手前に各種申請を行い、許可を受けること

1.1.5 工事完了

給水装置工事が完了した場合には、表 4-4 の書類を受付窓口（申請書類の受付窓口と同様）に提出し、管理者の検査を受ける。

表 4-4 工事完了時書類一覧

名 称	提出部数		備 考
	本書	写し	
給水装置工事検査に係る申請書	1部		
給水工事竣工設計書③	1部		
給水工事設計書①（市承認印有）		1部	工事承認書類
給水工事設計書②		1部	工事承認書類
検査写真	1部		耐圧試験結果（近景、全景）
			残留塩素濃度測定結果（近景、全景）
			水圧試験結果（近景、全景）
公道部施工写真	1部		給水管分岐状況
			給水管布設状況
			埋設表示シート設置状況

※ 申請様式は受付窓口において配布する（検査写真、公道部施工写真を除く）。

※ 公道部施工写真の提出は、公道部の給水装置工事を行った場合に限る。

1.1.6 検査

工事完了時書類の提出後、管理者等（「管理者又は管理者より委託を受けた者」をいう。以下同じ。）による検査を行う。検査日は管理者等より別途連絡することとし、検査には工事を施工した指定給水装置工事事業者の給水装置工事主任技術者が立ち会う。

検査において不備が認められた場合には、指定給水装置工事事業者は、検査日から7日以内に手直しを行い、手直し後、受付窓口（申請書類の受付窓口と同様）まで連絡すること。手直しの確認は、管理者等の指示により、施工写真の提出又は現地立会いにより行う。

なお、給水装置工事主任技術者が行う工事検査については、「3 給水装置工事主任技術者による工事検査」を参照する。

1.1.7 開発行為事前協議

開発行為に伴い、給水装置工事を行う場合には、事前に上下水道部営業課及びナウス給排水設備受付窓口（委託先：名古屋上下水道総合サービス株式会社）と3者で協議する。

1.1.8 配水管等整備の取扱い

桑名市給水区域内で、水道使用に伴い給水装置を設置しようとする場合において、公道上（開発行為等において、工事完成後に道路として市に移管される用地を含む。以下同じ。）に新たに配水管等を整備する必要がある場合、又は公道上の既設配水管の口径を増径する必要がある場合には、配水管等の整備方法及び費用負担等*について、上下水道部営業課と協議する。なお、開発行為については、「住宅地造成事業等に伴う上水道施設設置要領」による。

※整備方法としては、承認工事及び受託工事がある。その概要は次の通りである。

承認工事：申請者が市の承認を得た上で、自らの費用を以って配水管等を整備し、完成後、市に無償譲渡することをいう。

承認工事により配水管等を整備する場合には、あらかじめ工事内容や条件等について、市の承認を得なければならない。なお、配水管の布設については、配置技術者について次の要件があるため、留意すること。

①水道配水用ポリエチレン管の布設

配水用ポリエチレンパイプシステム協会正会員メーカーの配管技能講習会修了者又は配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の施工講習会を受講し、受講証を取得した者を配置すること。なお、配管は当該配管技能者が行う。

②ダクタイル鋳鉄管の布設

次のi)～iii)のうち、いずれかの条件を満たす者を配置すること。な

お、配管は当該配管技能者が行う。

- i) 日本水道協会の配水管工技能講習会 I を受講し、受講証を取得した者
- ii) 日本ダクタイル鋳鉄管協会の継手接合研修会を受講し、受講証を取得した者（平成 19 年 6 月の桑名市協賛による研修会を受講した者も同様に取扱う）
- iii) 鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会を受講し、受講証を取得した者

受託工事：申請者からの依頼に基づき、市が配水管等を整備することをいう。なお、整備に必要な費用は申請者が負担し、整備された配水管等の所有権は市に帰属することとなる。

2 図面作成
 図面は、給水装置計画の技術的表現であり、工事施行の際の基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のために必須の資料であるため、明確、かつ、容易に理解できるものとする。

2.1 記入方法

(1) 記入記号

図面に使用する記号は、表 4-5～4-10 を標準とする。なお、特殊器具については、図面に名称・規格等を記載する。

表 4-5 給水管の管種の表示記号

管 種	表示記号	管 種	表示記号	管 種	表示記号
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-V	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	ダクタイル鋳鉄管	DIP
耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	鋳鉄管	CIP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-P	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	HTVP	鉛管	LP
塗覆装鋼管	STWP	ポリエチレン二層管	PP	亜鉛めっき鋼管	GP
ステンレス鋼管	SSP	架橋ポリエチレン管	XPEP	ポリエチレン複合鉛管	PEPb
銅管	CP	ポリブテン管	PBP	石綿セメント管	ACP
水道配水用ポリエチレン管 (EF)	HPPE				

※ 架橋ポリエチレン管を使用する場合メーカー名を記入すること。

表 4-6 弁栓類その他の表示記号

名 称	表示記号	名 称	表示記号	名 称	表示記号
仕切弁		消火栓		管の交差	
止水栓		防護管 (さや管)		メーター	
逆止弁		口径変更		ヘッド	

表 4-7 給水栓類の表示記号（平面図）

種 別	表示記号	種 別	表示記号	種 別	表示記号
給水栓類		湯水混合水栓		特殊器具	

※ 特殊器具とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓等をいう。

表 4-8 給水栓類の表示記号（立面図）

種 別	表示記号	種 別	表示記号	種 別	表示記号
給水栓類		シャワーヘッド [※]		フラッシュバルブ [※]	
ボールタップ		湯水混合水栓		特殊器具	

※ 特殊器具とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓等をいう。

表 4-9 受水槽その他の表示記号

名 称	受水槽	高置水槽	ポンプ
表示記号			

表 4-10 工事別の表示記号

名 称	給水管		給湯管		撤去	廃止
	新設	既設	新設	既設		
線 別	実線	破線	一点鎖線	二点鎖線	実線	
記入例						
線 色	赤色		赤色		黒色	

(2) 図面の種類

給水装置工事の計画、施工に際しては以下の図面を作成する（詳細図は必要に応じて作成）。

- ① 位置図 申請地の位置、住所が特定できるよう図示したもの
- ② 平面図 道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの
- ③ 立面図 建物や給水管の配管状況等を図示したもの
- ④ 詳細図 平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの

(3) 文字

- ① 文字は明確に書き、漢字は楷書とする。
- ② 文章は左横書きとする。

(4) 単位

- ① 給水管及び配水管の口径の単位は mm とし、単位記号はつけない。
- ② 給水管の延長の単位は m とし、単位記号はつけない。
なお、延長は少数第 1 位（少数第 2 位を四捨五入）までとする。

2.2 作図

(1) 方位

作図にあたっては、必ず方位を記入し、北を上にすることを原則とする。

(2) 位置図

位置図は住宅地図等（縮尺 1/3000 程度）を台帳にコピーする。

(3) 平面図

平面図には、次の内容を記入する。

- ① 給水栓等給水用具の取付け位置
- ② 配水管からの取出し位置のオフセット
- ③ 給水管の管種、口径、寸法及び位置。なお、寸法の表示を省略することができる。
- ④ 道路の種別（幅員、車道区分、公道及び私道の区分、道路名）
- ⑤ 給水管を分岐する配水管及び給水管等の管種、口径
- ⑥ その他工事施工上必要とする事項（障害物の表示等）

(4) 立面図

立面図は平面で表現することのできない建物や配管等を表示する。施工する管の種類、口径及び寸法等を記入する。

(5) 詳細図

平面図で表すことのできない部分に関して、縮尺の変更による拡大図等により図示する。

(6) その他

- ① 呼び径及び管種の表示は、平面・立面図とも給水管について、それぞれ一口径、一管種に限り省略することが出来る。この場合、省略した口径、管種を図面余白部分に凡例表示する。また、給湯配管については省略することができる。
- ② 受水槽式給水の場合の図面は、直結給水部分（受水槽まで）と受水槽以下（給水工事設計図に記入するか建物管理図面でも可）に分ける。

(7) 図面例

給水装置工事図面の作成例を図 4-1 に示す。

2.3 提出書類の記入例

次の提出書類について、記入例を示す。なお、チェック欄は給水装置工事主任技術者がチェックを行い、未記入又は検査漏れがないか確認する。なお、配水管より給水装置を取出す工事を行った場合には、「給水工事竣工設計書③」に配水管の断面図を記入すること。

- (1) 給水工事設計書①
- (2) 給水工事設計書②
- (3) 給水工事竣工設計書③
- (4) 貯水槽水道設置調書

給水工事設計書①

水栓番号

設計 水道技術 管理者	精算 水道技術 管理者
課長	課長
主幹	主幹
業務係長	業務係長
業務係	業務係
給排水係長	給排水係長
給排水係	給排水係

市承認印	
受付日	
年度別受付番号	
竣工検査	年 月 日
設計審査手数料	¥2,600
工事検査手数料	¥3,300
舗装復旧面積	
消費税金額	
合計	
精算	年 月 日
調定	年 月 日

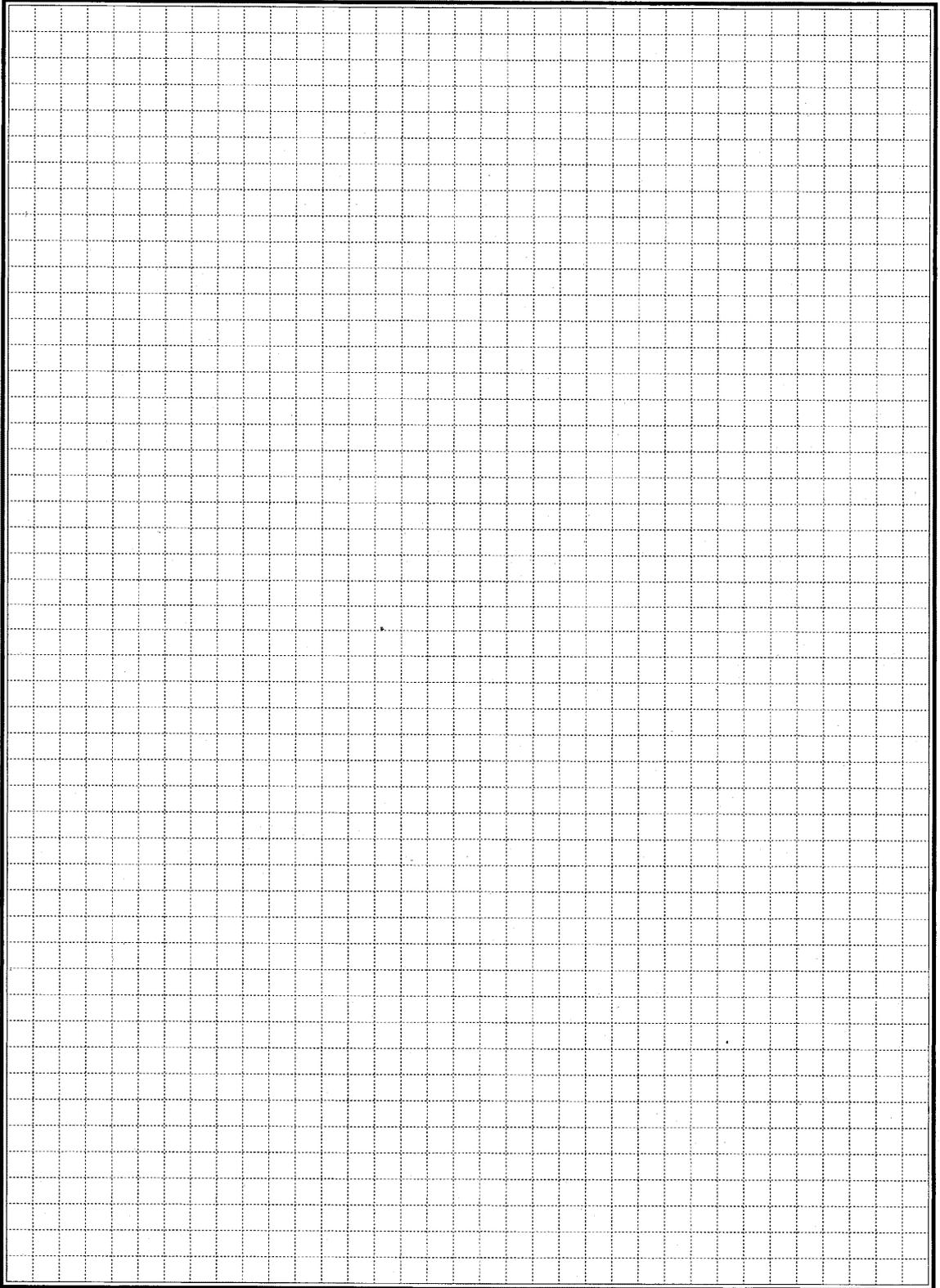
自治会名	住宅地区記載の地名を記入	
装置場所	建築確認済証明書又は戸籍附票の住所を記入	
装置所有者	住所 所有者に確認の上で記入 (フリガナ)	
備考	所有者に確認の上で記入 (アパート名・店名等) 申請時に分からない情報は後日報告	
工種	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 舗先 <input type="checkbox"/> 撤去
装置種別	<input checked="" type="checkbox"/> 専用栓	<input type="checkbox"/> 臨時栓 <input type="checkbox"/> 口径メーター口径を記入
建築確認	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 建築確認済証明書より記入
貯水槽	有効容量	mm <input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 他
道路占用	該当項目に□を記入	
施工業者名	該当する場合のみ記入 社名印可	
給水装置工事主任技術者名前	資格証明書より記入	資格番号
	資格証明書より記入	資格証明書より記入

※提出業者は二重枠内を記入すること

設計 水道技術 管理者	課長	主幹	業務係長	業務係	給排水係長	給排水係
-------------------	----	----	------	-----	-------	------

(給水工事設計書① 裏面)

位置図



給水工事設計図

平面図・立面図を記入

必要に応じて詳細図を記入

給水工事設計図

平面図・立面図を記入
配水管より取出した場合、配水管の位置・オフセットを記入
必要に応じて詳細図を記入

貯水槽水道設置調書

台帳番号

自治会名	住宅地図記載の地名を記入		
装置場所	建築確認済証明書か戸籍の附票より住所を記入		
装置所有者	住所	所有者に確認して記入	
	(フリガナ)		
管理人	住所	所有者に確認して記入	
	(フリガナ)		
メンテナンス業者	住所	所有者に確認して記入	
	(フリガナ)		
用途 (区分)	1 住宅 2 事務所 3 店舗 4 公共施設 5 工場 6 病院 7 その他()		
	共用	単独(アパート)	単独(個人)
取出口径	mm	建築物階数	地上 階 地下 階
定水位弁	mm	メートル口径	mm
	基	ボールタップ	mm
	基		基

・○で囲む

・貯水槽設計書より記入

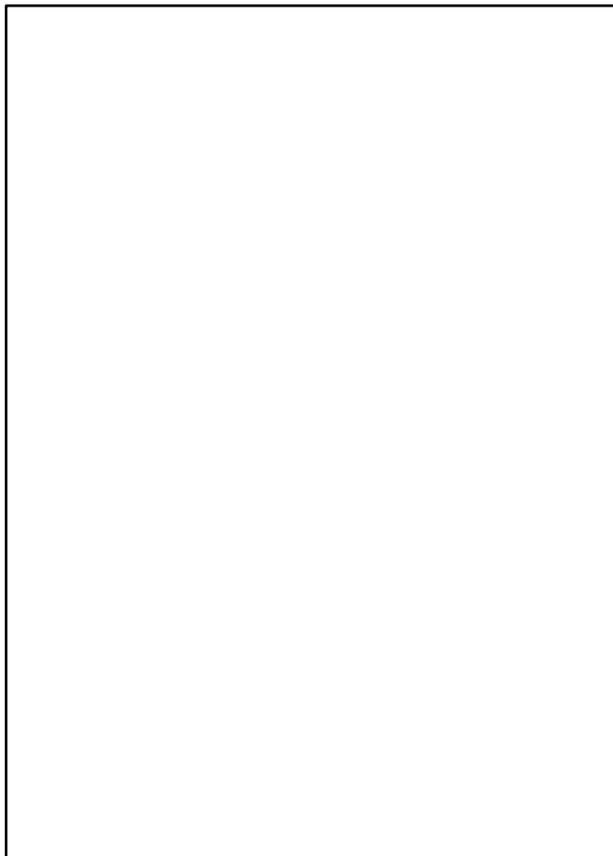
社名印可

施工業者名	社名印可		
-------	------	--	--

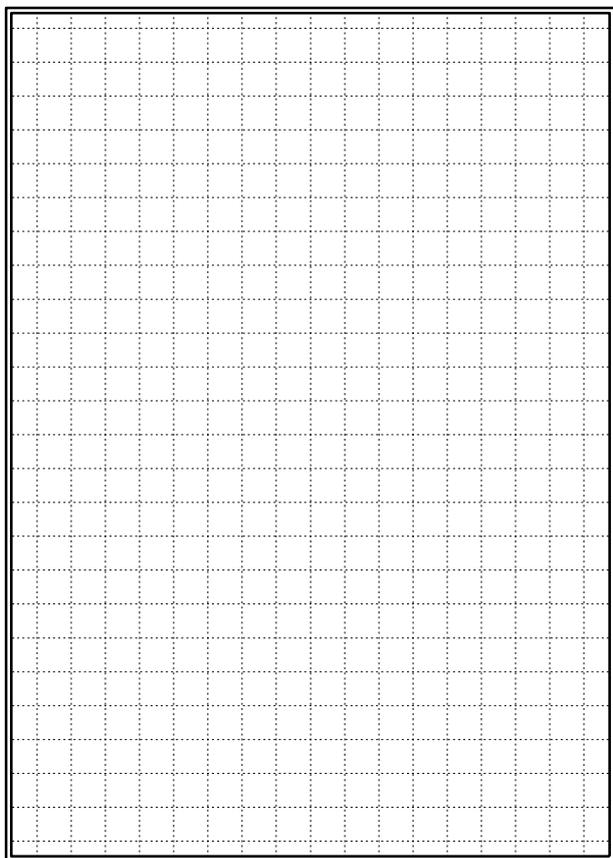
受付日	水栓番号	
材質	受水槽	高置水槽
形状	樹脂、ステンレス、コンクリート 鉄、その他()	樹脂、ステンレス、コンクリート 鉄、その他()
寸法	直方体、円柱、球 その他()	直方体、円柱、球 その他()
有効容量	m ³ 槽式	m ³
設置位置	屋内() 屋外	屋上 屋内
吐水口空間	mm	mm
越流管	mm	mm
マンホール	mm 水密・施錠	mm 水密・施錠
警報装置	有 (ブザー・ランプ)	無
消火水槽	有 ()	無 (m ³)
保健所への届出	有	無
備考		

何	水道施設課長	給水係長	係
---	--------	------	---

現地写真



位置図



3 給水装置工事主任技術者による工事検査

給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査及び現地検査により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認する。また、給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行う。

3.1 工事検査の内容

工事が完了した場合には、給水装置工事主任技術者は工事検査を行い、給水装置工事が適正に施工されていることを確認する。工事検査における確認内容は表 4-11～4-12 の通りである。

表 4-11 書類検査

検査項目	検査の内容
位置図	工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 工事箇所が明記されていること。
平面図 及び 立面図	方位が記入されていること。 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。 隣家家屋との境界が記入されていること。 分岐部のオフセットが記入されていること。 平面図と立面図が整合していること。 建物内及び地中部分の配管部分が明記されていること。 各部の材料、口径及び延長が記入されており、 ①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ②構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記)

表 4-12 現地検査

検査種別及び検査項目		検査の内容
屋外の検査	1. 分岐部オフセット	正確に測定されていること。
	2. 水道メーター、メーター用止水栓	水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。 検針、取替えに支障がないこと。 止水栓の操作に支障のないこと。 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3. 埋設深さ	所定の深さが確保されていること。
	4. 給水管布設位置	竣工図面と整合すること。
	5. 筐・ます類	傾きがないこと及び設置基準に適合すること。
	6. 止水栓	スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配管	1. 配管	延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 配管の口径、経路、構造等が適切であること。 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保がなされていること。 クロスコネクションがないこと。
	2. 接合	適切な接合が行われていること。
	3. 管種	性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	1. 給水用具	性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接続	適切な接合が行われていること。
受水槽	1. 吐水口空間の測定	吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機能検査		通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、作動状態等について確認すること。
耐圧試験		一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けその他の異常がないことを確認すること。
水質の確認		残留塩素の確認を行うこと。

3.2 給水装置の耐圧試験

水道メーターから下流側の耐圧試験は次のような手順により行う。試験水圧は原則として 1.75MPa とする。

- ① 水道メーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。
- ② 水栓等を閉めて、テストポンプの水槽内に水を入れ給水装置内に充水を開始する。
- ③ 充水しながら、水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- ④ 空気が完全に抜けたら、水栓等を閉める。
- ⑤ 加圧を行い水圧が 1.75MPa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分間以上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。
- ⑥ 試験終了後は、適宜、水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取外す。

3.3 水質の確認

表 4-13 の項目について、不断水分岐施工後及び工事検査時に水質の確認を行う。水質の確認は、水道水以外の水を飲料水として供給してしまうという重大な間違いを避けるために重要なものである。

道路下には、水道管以外の水管が埋設されている箇所もあるが、外面上判別が難しい場合もある。誤って水道管以外の水管から分岐した場合、水道水以外の水が需要者に供給されることとなり、重大な健康被害に繋がる可能性がある。このような給水装置と水道管以外との誤接合を防止するためには、事前調査において、水道管の埋設状況に加えて、水道管以外の水管の有無等を把握するとともに、施工時においては、水質の確認を行い、適正な施工が行われたことを確認することが重要である。特に、残留塩素濃度は、水道水が供給されていることを確認するための重要な指標となるものである。

過去には、工業用水道管と誤接合された事例もあり、厚生労働省からも残留塩素濃度の確認の重要性について通知がなされているところである（平成 14 年 12 月 6 日付 厚生労働省通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について（通知）」（健水発第 1206001 号）ほか）。

表 4-13 水質の確認項目

項 目	判 定 基 準
残留塩素（遊離）	0.1 mg/L 以上
臭 気	観察により異常でないこと
味	〃
色	〃
濁 り	〃

※ 残留塩素測定は DPD 法にて測定する。

3.4 水圧確認

次の方法により水圧を確認する。

- ① 検査前で水道メーターが設置されていない場合、止水栓二次側の測定可能な位置において確認する。
- ② 水道メーターが設置されている場合、水道メーター二次側の給水栓において確認する。

【参考】

(1) 静水圧

静止した水の中に働く力は、圧力だけである。このように静水の中に働いている圧力を静水圧という。通常、給水装置における水圧確認は、静水状態での圧力を確認するものである。

(2) 動水圧

流水中における水圧を動水圧という。管路の中に水が流れているとき、この管路の任意点にガラス管を立てると、ガラス管内の水位は一定の高さまで上昇し、管路の下流になるほどその水位は低下する。ガラス管の水位に相当する水圧が動水圧であり、これは水が管路を流れる過程で摩擦によりエネルギーを失うためである。この時失われるエネルギーはガラス管の水位低下分に相当し、この水頭を損失水頭という。

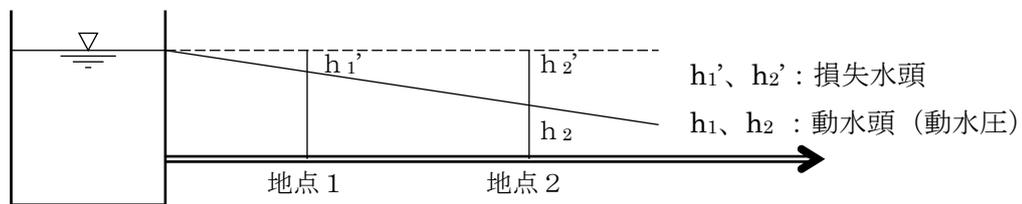


図 4-2 動水圧のイメージ

3.5 写真の撮影及び提出

「3.2 給水装置の耐圧試験」、「3.3 水質の確認（残留塩素測定）」、「3.4 動水圧確認」の実施状況を撮影し（検査写真）、公道部施工写真（公道部の給水装置工事を行った場合に限る）とあわせて工事完了時に提出する。また、写真はネガのプリント又はデジタルカメラで撮影したものをプリントしたものとし、ネガのプリントについては現像サイズL版、デジタルカメラについてはこれに相当するサイズとする。

検査写真は、各試験等について1枚以上提出し、検査状況及び検査・確認数値が鮮明に確認できるものとする（近景及び全景の2枚以上が望ましい）。A4縦の台紙（写真3枚掲載）に、上から「3.2 給水装置の耐圧試験」、「3.3 水質の確認（残留塩素測定）」、「3.4 動水圧確認」の順に貼り付け又は複写し、写真の横には、項目、検査日付、検査・確認数値を記載すること。

公道部施工写真は、給水管分岐状況、給水管布設状況、埋設表示シート設置状況が確認できるものを各1枚以上提出する（詳細は表4-14を参照）。A4縦の台紙（写真3枚掲載）に、上から「給水管分岐状況」、「給水管布設状況」、「埋設表示シート設置状況」の順に貼り付け又は複写し、写真の横には、項目、施工日付を記載すること。

なお、デジタルカメラについては、有効画素数200万画素程度以上のものを使用することとし、普通紙への直接印刷によることもできる。

表 4-14 公道部施工写真

項目		詳細	提出枚数
給水管 分岐状況	分岐状況	・配水管からの給水管分岐完了状況（ポリエチレンシート設置前）が確認できること	1枚以上
	防食コア 設置状況	【ダクタイル鋳鉄管からナドル付分水栓を分岐する場合】 ・穿孔箇所への防食コアの設置施工状況が確認できること	1枚以上
給水管布設状況		・給水管の布設完了状況が確認できること ・表示テープの設置完了状況が確認できること ・ロケーティングワイヤーの設置完了状況が確認できること	1枚以上
埋設表示シート設置状況		・埋設表示シートの設置完了状況が確認できること	1枚以上

※ 撮影、提出する写真については、「第5章 施工」(P74～)にて定める適正な方法により施工されていることが確認できるものであること。